

第1節

健やかに育ち、
いつまでも生きがいをもって生活できるまち



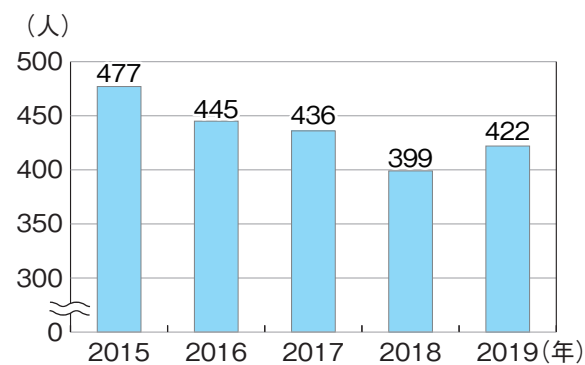
(1) 子育て支援の充実

【現状・課題】

子どもを取り巻く家庭や地域の環境が変化する中、子育て家庭の孤立化や子育て力の低下から子育てに悩む保護者が増えており、安心して子育てできる環境づくりが必要とされています。また、ライフスタイルや価値観の変化などにより本市の出生数は減少傾向にあります。一方、保育士不足などにより待機児童が発生しており、その解消が求められています。さらに、共働き世帯の増加など、病児保育や時間外保育など多様化する保育ニーズへの対応が求められています。

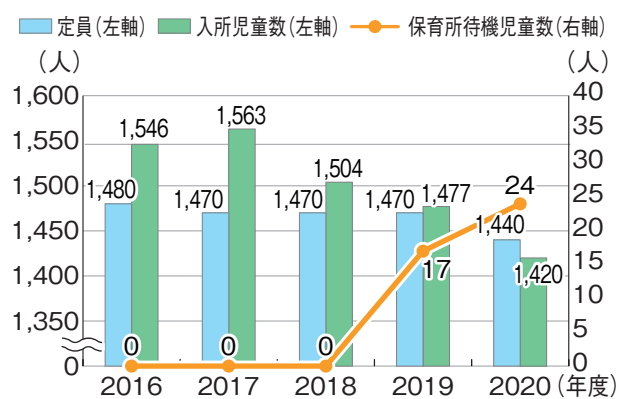
子育て世代の家庭が安心して出産や子育てを行うためには、経済的な面も含め、子どもの成長・発達に応じた切れ目のない支援や子育て家庭の孤立化を防ぐことが重要です。また、子どもが健やかに成長できるよう、子育てに関する情報を十分に提供するとともに、家庭、学校、地域が相互に協力し、子育てを支えるネットワークを形成することも必要です。

出生数の推移



(資料) 直方市(平成27(2015)年～令和元(2019)年)

待機児童数の推移



注) 定員・入所児童数は各年度5月時点、待機児童数は同4月時点の人数
(資料) 直方市教育委員会(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)



筑豊高校子育てサロン「ちくちくワンダーランド」



ユメシティのおがたでの子育てひろば

【主な事務事業】

①妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援の充実

平成27(2015)年度に県内で初めて設置した子育て世代包括支援センター⁶において、母子保健と子育て支援のサービスを一体的に提供しています。今後も、関係機関等と連携し、母子保健事業や子育て家庭への支援体制、情報提供の充実を図りながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。また、行政や関係機関が、乳幼児健診など様々な機会を通して子育て家庭に関わることで、子育て家庭の孤立化の防止や相談等の機会確保につなげます。

②要支援児童・要保護児童等への支援体制の充実

子育て世代包括支援センターにおける包括的な関わりなどを通して、発達障がい⁷の早期発見や早期支援の取り組みを進めます。また、子ども家庭総合支援拠点を設置し、県や関係機関との連携を図りながら、要支援児童・要保護児童への支援体制を強化します。

③子育てを支えるネットワークづくりや情報提供・相談体制の促進

地域子育て支援センターを中心に、育児に関する相談や情報提供、多くの親子が出会い、つながる場の提供など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。地域や地域の高等学校等と連携し、子育て家庭の交流や情報交換の場を増やします。

④保育環境の整備

待機児童を解消し、市民の保育ニーズに対応できるよう、保育士への経済的支援や保育所と保育士のマッチング支援、ICTの活用による保育業務の負担軽減支援等により、保育士の確保につなげます。延長保育や病児保育、一時預かりや幼稚園での2歳児預かりの拡充など、更なる保育ニーズへの対応に努めます。

⑤幼児教育や保育の機会の確保・質の向上

保育コンシェルジュ事業⁷を通じて、特に3～5歳の未就園児・不就学児の保育所への入所や幼稚園での預かり保育の利用を促し、子どもが幼児教育や保育を受ける機会の確保に努めます。また、保育所・幼稚園への定期訪問や監査等を通して、現状や教育課程を把握・確認し、幼児教育や保育の質の向上につなげます。

成果指標(KPI)の名称	現状	目標
	令和元(2019)年度	令和12(2030)年度
市内保育所の待機児童者数(4月1日時点)	24人	0人
未就園児、不就学児等の人数(年長児童)(4月1日時点)	6人	0人

6 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うセンターのこと。子育てに関する各種相談への対応、支援プランの策定、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行うなど、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を目指している。
7 地域子育て支援拠点事業の相談事業のこと。

(2) 健康づくりの推進

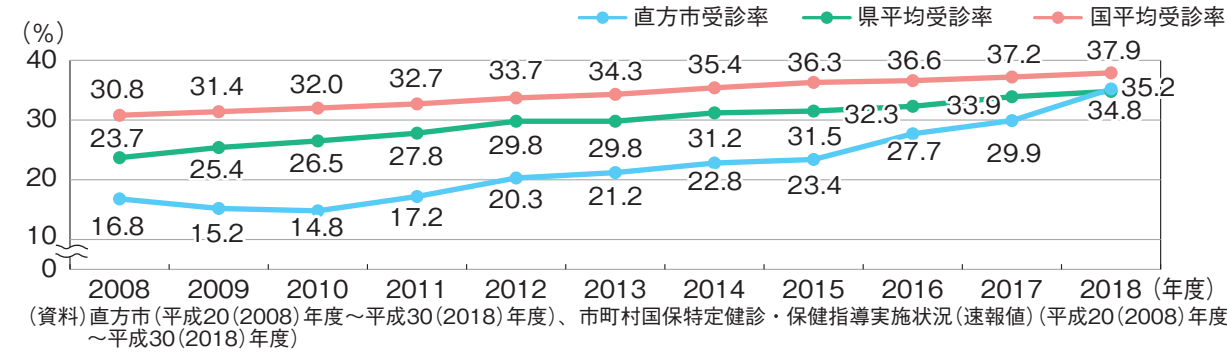
【現状・課題】

我が国では、急速な高齢化が進む中、疾病構造などが変化し、生活習慣病の割合が増加しています。生活習慣病の発症や重症化を予防し、生活習慣病予備軍を減少させ、健康で自立して過ごすことのできる健康寿命を伸ばすことが課題と言えます。脳血管疾患等の要介護につながる生活習慣病の早期発見のため、特定健診受診率向上のための取り組みを行った結果、受診率は年々向上していますが、全国平均から見ると、低い状態が続いています。市民一人ひとりが様々な機会を通して自分の健康状態を主体的に把握し、それぞれのライフスタイルに応じて自らの健康づくりに取り組む必要があります。

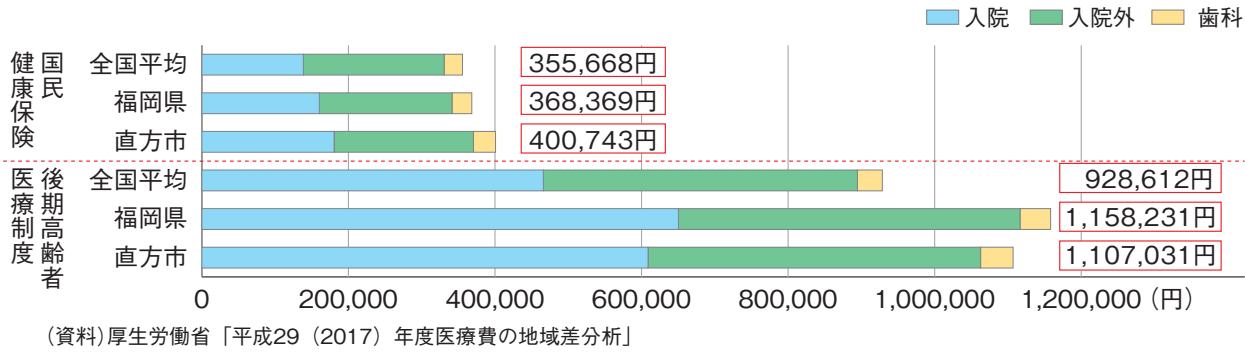
保健福祉事業を行う健康福祉課別館（旧市民会館別館）は、機能が十分ではない上、施設の老朽化が進行しています。保健福祉施設の整備は長年の懸案事項であり、早期の整備が必要です。

本市の国民健康保険加入者1人あたりの医療費は、国・県それぞれの平均をいずれも上回っています。また、後期高齢者医療制度1人あたりの医療費は、県の平均は下回っていますが、全国平均と比較して高くなっています。特に入院費用が上回っており、疾病の早期発見・重症化予防の取り組みが必要です。

国保特定健診受診率の推移



市町村国民健康保険及び後期高齢者医療制度1人あたりの年間医療費実績



【主な事務事業】

①健康づくりの推進

自分の生活に合った健康づくりへの自発的な取り組みや疾病予防、健全な食生活の実践、若い頃からの運動習慣の定着などの取り組みを推進するため、健康相談や健康教育の充実、セルフメディケーション⁸の推進を図ります。また、市民一人ひとりが地域の中で、楽しく健康づくりや介護予防に継続して取り組めるよう、運動を通じたコミュニティづくりや参加型イベントの開催、健康管理アプリの活用等を推進します。さらに、関係機関と連携を図り、働く世代の健康づくりを支援します。

保健福祉施設については、健康づくりの推進や福祉の充実に必要な機能、将来負担等も踏まえた上で、整備に着手します。

②疾病の早期発見・重症化予防の推進

健康寿命を延ばすためには、日頃の健康づくりに加えて、疾病の早期発見、重症化予防が重要です。企業や社会保険の保険者等と連携し、市のがん検診や特定健診の受診率向上を図るとともに、健診の結果、健康上の問題があると判明した市民を対象に、保健師や栄養士などによる指導を実施します。

疾病の早期発見・重症化予防により被保険者の受診期間の短期化を図り、医療費負担の軽減、公的医療保険制度である国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の持続可能な運営の安定化につなげます。

③感染症予防の推進

感染症を予防するため、関係機関と連携した予防接種に関する正しい知識の普及啓発により、適切な時期における予防接種の接種率向上に努めます。また、新型コロナウイルス等による感染症の発生に備え、県の方針に基づき、関係機関と連携した感染予防対策、感染拡大防止体制の構築を図ります。

成果指標（KPI）の名称	現状	目標
	令和元（2019）年度	令和12（2030）年度
健康寿命（平均自立期間）	男性79.2歳 女性83.1歳	男性79.6歳 女性84.0歳
国保特定健診の受診率	35.2% (平成30（2018）年度)	60.0%



健康づくりを目的とした地域活動



地域で行われている健康体操

8 自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること。

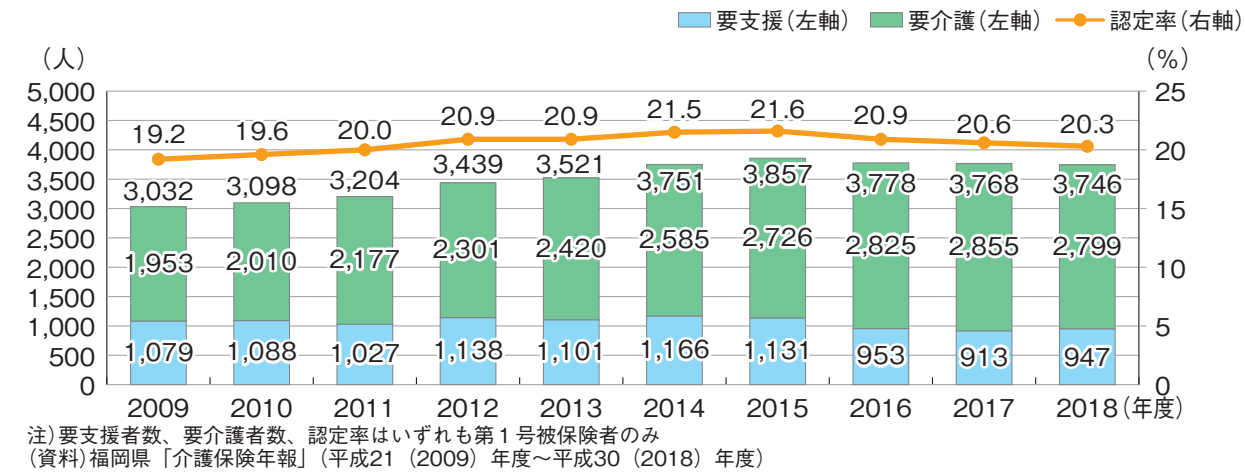
(3) 高齢者福祉・障がい者福祉の充実

【現状・課題】

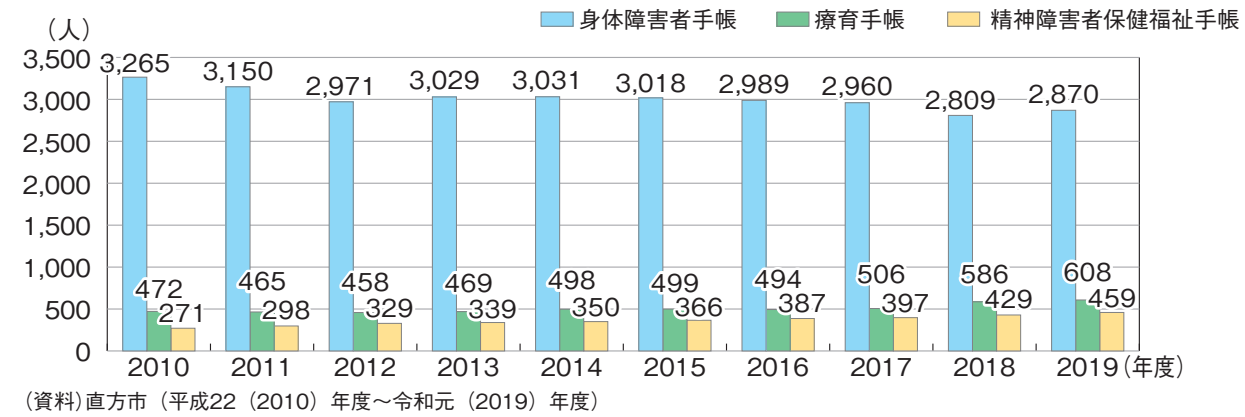
要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、認定率は平成 23（2011）年度以降 2 割を超え、令和 12（2030）年頃まで本市の介護需要の増加が見込まれています。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とした、地域の包括的な支援やサービス提供体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進が必要です。

発達障がいや精神障がい等のある方が増加傾向にあり、すべての障がい者が自立し安心して暮らせる社会の実現を目指し、地域での生活や就労、社会参加を促進する環境整備を進める必要性が高まっています。また、障がいのある子どもの健やかな成長のため、乳幼児期における障がいの早期発見、育児相談、療育支援、就学指導などが必要です。共生社会の実現に向けて、安全で安心できる生活を送ることができるよう、バリアフリー⁹及びユニバーサルデザイン¹⁰の推進が重要となっています。

要支援・要介護認定者・認定率の推移



身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の推移



9 障がいのある方が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。
10 あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

【主な事務事業】

①地域包括ケアシステムの深化・推進
地域包括システムに関係する多職種、関係団体等で構成される地域ケア推進会議を設置するとともに、ICT の導入を推進することで、関係部署、団体などと個別課題や地域課題等の情報を関係者間で即時に集積・共有し、適切かつ迅速な対応に努めます。また、地域包括ケアシステムの深化・推進により、要介護認定者の介護度の維持改善につなげます。

②高齢者が安心して暮らせる体制づくり
単身高齢者世帯は増加傾向にあるため、高齢者の見守りや孤立化対策を強化します。認知症高齢者の行方不明対策として、周辺自治体と連携した「高齢者等 SOS ネットワーク」の体制強化に努めます。また、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるためには、身体の健康を維持することはもちろん、生きがいや社会参加の場を持つなど、心身の健康維持が重要であることから、関係団体等と連携した交流や就労に関する支援、社会貢献活動の情報提供などに取り組みます。さらに、民生委員児童委員協議会や警察、司法等の関係団体や専門機関と連携して、虐待の防止や詐欺等の消費者被害防止を強化し、高齢者の権利擁護を推進します。

③バリアフリー及びユニバーサルデザインの推進
誰もが安全・安心に生活できるよう、生活空間におけるバリアフリー及びユニバーサルデザインを推進します。

④障がい者の雇用・就業の促進
障がい者が地域において希望する環境で働けるよう、関係機関等と連携し、就労の場の確保や就労内容の充実に努めます。また、福祉就労の場づくりや、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行のための支援、就労定着支援事業を通じた就職後も継続して就労するための支援により、地域全体で安定した雇用の場の確保に努めます。

⑤障がい者の地域生活支援
障がい者を対象とする様々な福祉サービスの整備や障がい者の権利擁護、他自治体と連携した障がい者の居住支援のための相談機能や緊急時の受入対応機能の整備・構築を推進します。また、障がいの状況や個人の生活に応じて適切なサービスが利用できるよう、障がい者相談支援事業の強化を図ります。さらに、障がい者の生活を支える様々な専門職の確保、地域事業者の質の向上や福祉ボランティアの育成・活動支援に努めます。

成果指標（KPI）の名称	現状	目標
	令和元（2019）年度	令和 12（2030）年度
要支援 1・2 認定者の維持改善率	57.5%	62.5%
福祉施設から一般就労へ移行した人数（年間）	6 人	15 人

第2節 時代の変化に対応できる力と豊かな感性を育むまち



(1) 学校教育の充実

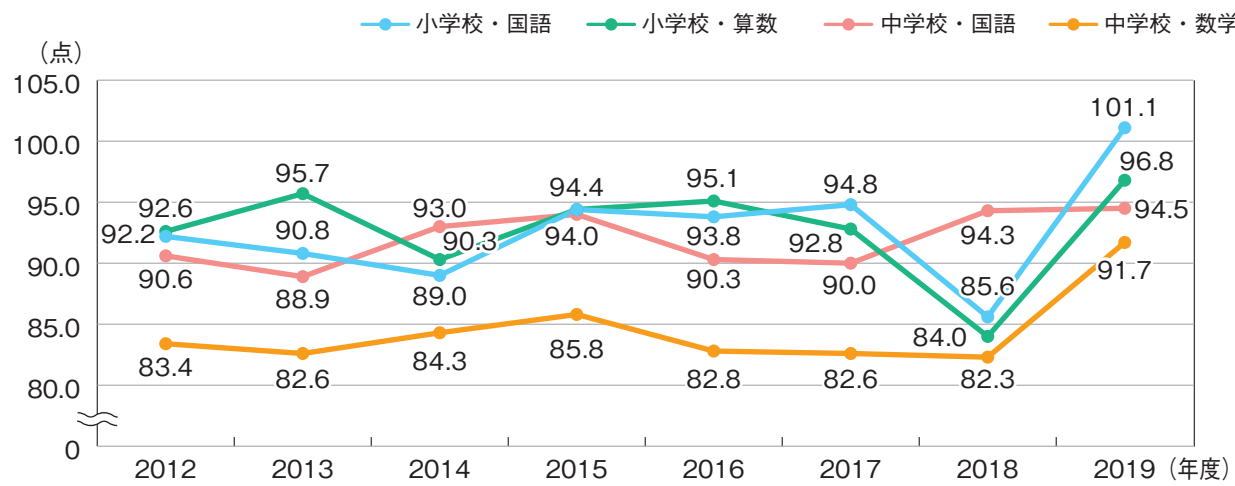
【現状・課題】

ICTやAI、ロボット、ビッグデータ等の活用による「超スマート社会（Society5.0）」の形成やグローバル化の進展により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。子どもたちが、このような社会の変化に柔軟に対応できるよう、コミュニケーション力や豊かな感性を育むとともに、基礎・基本を踏まえた確かな学力の定着のため、ハード・ソフトの両面から教育の質の向上に取り組む必要があります。また、進学による教育環境の変化に対する子どもの心理的負担を軽減し、円滑な移行を促すためには、保育所・幼稚園や小学校等との連携も重要です。

特別支援学級の児童生徒数は増加傾向にあり、様々な障がいのある子どもや特別な教育的配慮が必要な子どもへの指導・支援の充実が必要です。

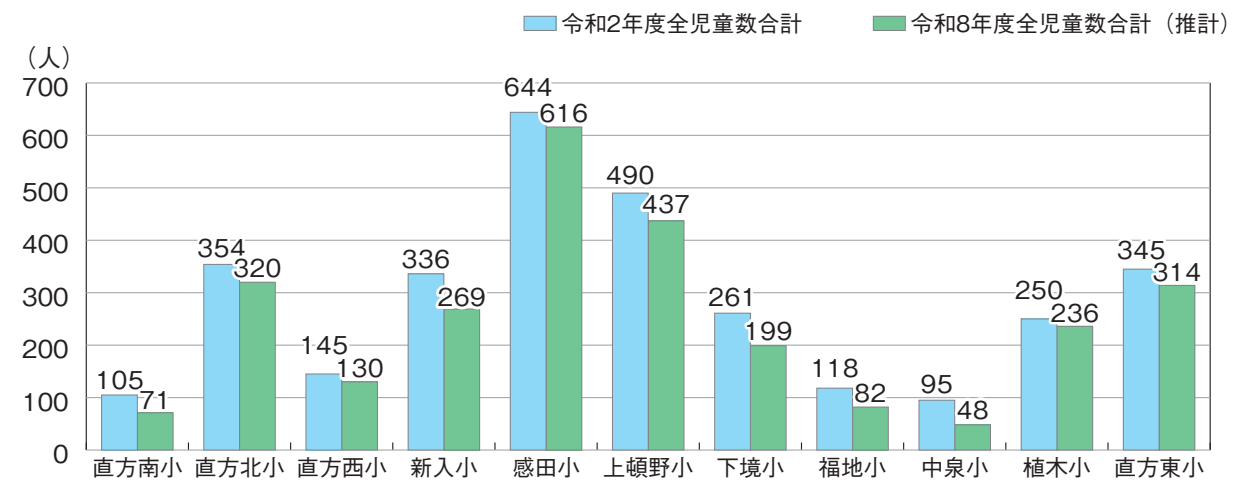
少子化や地域間での人口の疎密化により、児童生徒数の大きな偏りが見込まれ、児童数が複式学級の標準人数を下回る学校が生じるおそれがあります。校区再編や学校統廃合により学校規模の適正化を図るなど、教育の質の保持と均等化のための取り組みが必要です。また、学校施設や設備の老朽化が進み、教育費に占める老朽化対策経費が増加していることから、学校施設や設備の計画的な更新が必要です。

小中学校における標準化得点の推移と結果の状況（全国平均値を100とする。）



（資料）直方市教育委員会（平成24（2012）年度～令和元（2019）年度）

令和2（2020）年及び令和8（2026）年の学校別総児童数



注）令和8年度全児童数合計（推計）は、平成26（2014）年4月2日から令和2（2020）年4月1日の間に生まれた子どもについて、現在の居住地のまま転居せず居住地の小学校に進学した場合における、令和8（2026）年度時点の各小学校の総児童数を示す。
（資料）直方市教育委員会

【主な事務事業】

①学力向上に向けた教育内容の充実と教師の指導力の向上

基礎・基本を踏まえた確かな学力の定着や、新しい分野への興味関心の喚起を図るため、グローバル化に対応した英語教育の充実やプログラミング学習、ICTを活用した未来型授業や習熟度に応じた補充学習など教育内容の充実を図ります。また、これらの教育に対応するため、教師の指導力向上に向けた取り組みを推進します。

社会環境の変化により、家庭学習に関するハード・ソフト両面での体制整備が求められています。家庭学習の体制を構築するとともに、子どもたちが日頃から家庭学習に進んで取り組めるよう、学習意欲を向上させる指導を行います。

②豊かな心を育む教育の充実

本市の自然や文化、歴史などに直に触れることで、子どもたちの感性を育む体験活動を推進します。様々な職業に触れ、労働観・職業観を育てるキャリア教育や基本的な道德観を身に付け、豊かな人間関係を構築するためのコミュニケーション能力を高める取り組みを実施します。

いじめや不登校の解消のため、スクールカウンセラー¹¹やスクールソーシャルワーカー¹²を配置し、児童や生徒への心のケアを充実させます。

③健やかな体づくりの推進

健康教育の推進により、体づくりの重要性を深く認識させます。また、スポーツの楽しさを感じられる取り組みや基礎体力の向上などスポーツを通じた体づくりを推進します。さらに、健やかな体づくりにおいては、食生活も重要であるため、給食などを通じた食育を進めます。

11 学校における教育相談体制の充実のために配置された、子供の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する人材のこと。

12 学校における教育相談体制の充実のために配置された、福祉の専門的な知識・技術を有し子どもの置かれた様々な環境に働き掛け、児童相談所をはじめとする関係機関・団体とのネットワークにより子供を支援する人材のこと。

④特別支援教育の充実

特別支援学級の児童生徒数は、年々増加しています。教職員の専門性の向上や学校等の支援体制を充実させ、様々な障がいのある子どもや特別な教育的配慮が必要な子どもに対し、きめ細かい教育・支援を推進します。

⑤教育効果の向上に向けた連携の促進

基礎・基本を踏まえた確かな学力を身に付け、子どもたちの思考力・判断力・表現力の向上を図るため、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の相互連携の推進等に取り組みます。また、学校運営に地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）¹³を推進します。

⑥ ICT 環境の整備

学校における ICT 環境の整備を行い、インターネットやタブレット端末を活用して、それぞれの児童・生徒の学力に対応したきめ細かい学習指導を実施します。また、教師と児童・生徒間で双方向学習ができる教材を積極的に取り入れます。

⑦学校施設等の適正化

教育費に占める老朽化対策経費の増加や児童生徒数の減少による教育環境への影響を鑑み、学校施設や設備の老朽化対策のほか、校区再編や学校統廃合により学校規模の適正化を図るなど、教育の質の保持や均等化に取り組みます。

成果指標（KPI）の名称	現状	目標
	令和元（2019）年度	令和 12（2030）年度
全国学力学習状況調査標準化得点 （小 6・中 3 対象）	小 6 国語 101 小 6 算数 97 中 3 国語 95 中 3 数学 92	それぞれ全国平均 （100）以上
新体力テスト全国平均値以上の種目数 （小 5・中 2 対象、全 8 種目）	小 5 男子 4 種目 小 5 女子 3 種目 中 2 男子 5 種目 中 2 女子 4 種目	全種目 全国平均値以上

13 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みのこと。

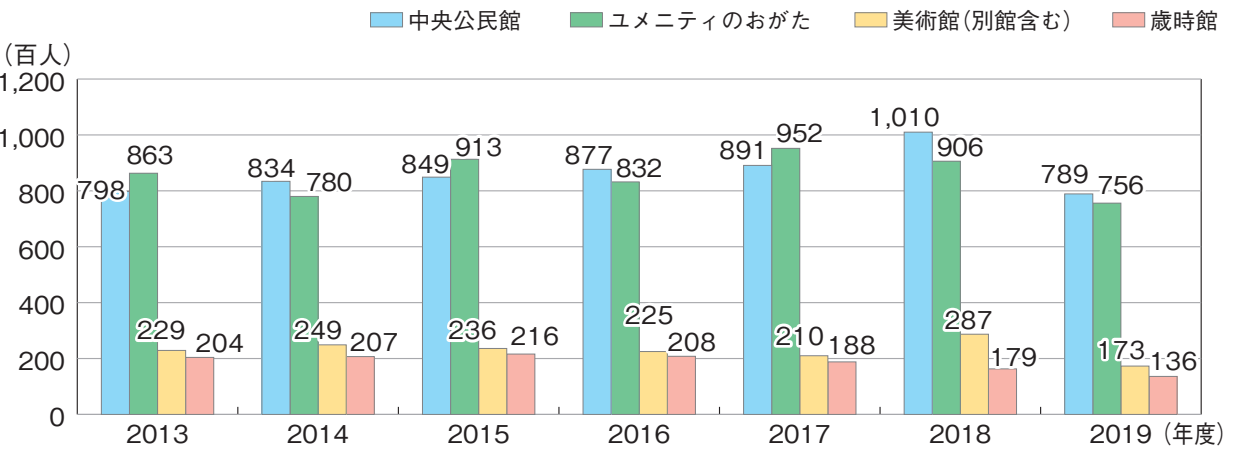
(2) 青少年教育・生涯学習の推進

【現状・課題】

家庭環境や地域社会の変化により、青少年が地域の中で異なる年代と交流する機会が減少しています。将来を担う青少年の健全育成は、社会全体の課題であり、家庭・学校・地域社会が連携して取り組む必要があります。

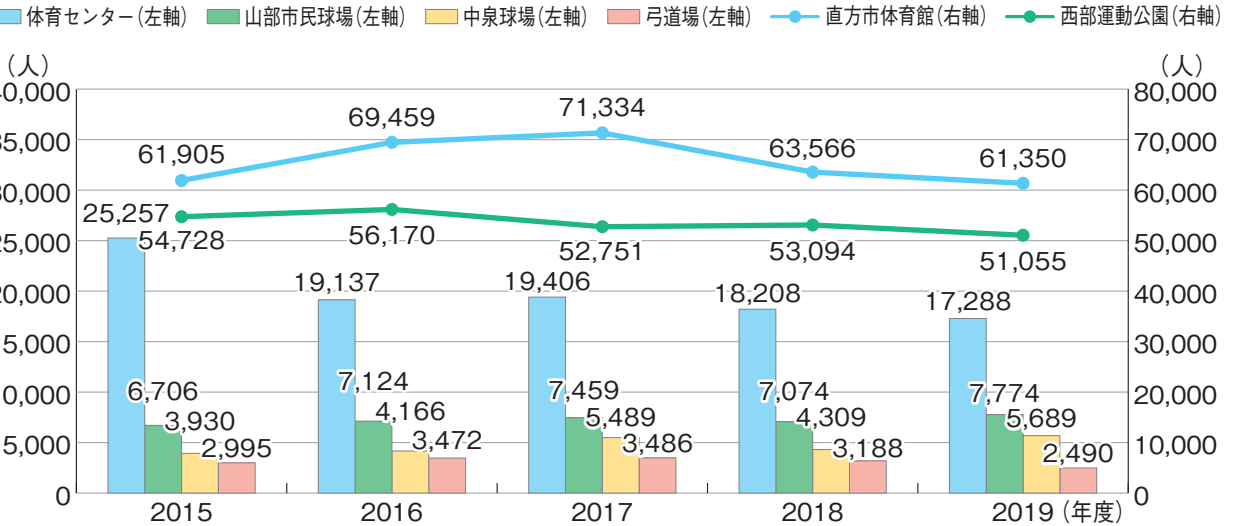
文化・芸術やスポーツ・レクリエーションは、心身両面で健康的な生活を営む上で大きな役割を担っています。多くの市民が文化・芸術活動やスポーツ・レクリエーションに興味を持ち、活動に参加する機会を増やしていくためには、時代の変化や市民のニーズに応じた講座やイベントなどを開催するとともに、SNS をはじめ様々な媒体を活用した情報発信を充実させることが重要です。

文化関連・生涯学習施設利用者・入館者の推移



注)令和元（2019）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全施設において3/2～3/31休館
(資料)直方市教育委員会（平成25（2013）年度～令和元（2019）年度）

運動施設利用者の推移



注)令和元（2019）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、体育館、市民体育センター、市民弓道場は3/2～3/31休館
(資料)直方市教育委員会（平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）

【主な事務事業】

①地域における青少年健全育成活動の推進

年代や校区を越えた交流を深め、多様な考え方や価値観に触れる青少年健全育成活動を推進します。また、子どもたちの読解力や想像力、思考力等の向上や様々な知識の習得、多様な文化の理解にもつながる読書活動を推進します。さらに、関係団体と連携し、プロの音楽家・芸術家やスポーツ選手を講師に招いたプログラム等の様々な体験活動を実施することで、子どもたちの才能を伸ばし健やかで豊かな感性を育みます。

②市民ニーズの多様化を踏まえた、生きがいづくり・社会参加の促進

年齢にとらわれず、市民一人ひとりが生きがいを持ち、社会参加ができるよう、生涯学習活動を推進します。また、時代の変化や市民ニーズの多様化を踏まえ、生涯学習関連施設での講座や教室の充実を推進します。さらに、市民が利用しやすい自主学習活動やサークル活動の場づくりを推進します。

③文化・芸術活動の推進

本市では、指定管理者制度を導入して文化関連施設の運営を行っています。市民の文化・芸術への関心を高めるため、市と指定管理者が連携して、魅力ある文化・芸術講座やイベントの企画・開催を推進します。また、多様な媒体を活用した情報発信により、誰もが気軽に文化に親しむ機会や芸術活動の場の充実を図ります。

④スポーツ人口、スポーツ交流の拡大推進

スポーツ人口を増やすことは、市民の健康づくりや他地域からの交流人口・関係人口の増加にもつながります。子どもや障がい者、高齢者、体力に自信のない人など、誰でも気軽にスポーツに親しむことができる環境整備に取り組みます。また、スポーツ団体・クラブの維持・継続や新規設立の支援、指導者の育成・確保の支援に努めます

成果指標（KPI）の名称	現状	目標
	令和元（2019）年度	令和 12（2030）年度
青少年健全育成に係る体験活動の参加者数（年間）	1,225 人	1,300 人
生涯学習・文化関連施設（中央公民館、ユメニティ、美術館、歳時館）の利用者数（年間）	185,406 人	220,000 人
スポーツ関連施設の利用者数（年間）	145,646 人	155,000 人



プロサッカーチーム所属選手と小学生の交流



図書館で開催された「絵本ひろば」

(3) 歴史・文化の伝承

【現状・課題】

本市には、多くの古代・中世遺跡、福岡藩の支藩跡、高取焼や石炭産業を背景とする近代化遺産群など、貴重な文化財があります。平成 30（2018）年に、現在の直方市石炭記念館本館である旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所と、多くの練習生を受け入れてきた救護練習所模擬坑道が、飯塚市や田川市の史跡とともに「筑豊炭田遺跡群¹⁴」として国指定史跡となりました。市民のふるさとへの愛着を高めていくためには、これからもふるさとの歴史を学び、先人が築き上げてきた歴史・文化などを未来につなげていくことが重要です。



旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所



救護練習所模擬坑道

【主な事務事業】

①国指定史跡の整備・活用の推進

筑豊炭田遺跡群が国指定史跡となり、令和元（2019）年度には「史跡筑豊炭田遺跡群保存活用計画」を策定しました。この計画に基づき、周辺環境も含めた対象史跡の整備・活用を進めます。

②文化遺産・文化財・伝統文化の保存・活用

本市に残る文化財や文化遺産を未来へつなげるための保護・保存整備に努め、ふるさとの歴史を学ぶ機会の充実を図ります。さらに、文化財等を観光ルートに組み入れるなどの活用を行い、市内外への魅力発信や認知度、保護意識の向上に取り組みます。また、伝統文化が将来にわたって継承されるよう、後継者育成にも努めます。

成果指標（KPI）の名称	現状	目標
	令和元（2019）年度	令和 12（2030）年度
文化財関係の公開事業や企画展・出前講座等の来場者数（年間）	775 人	1,000 人

14 石炭開発が本格化した明治中期から昭和 20 年代にかけて全国最大の出炭量を誇った炭田遺跡群のこと。遠賀川流域に分布し、現在田川市の三井田川鉱業所伊田坑跡、飯塚市の目尾炭坑跡、直方市の旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道の 3 つの遺跡が国史跡に指定されている。

第3節 安全・安心を実感できるまち



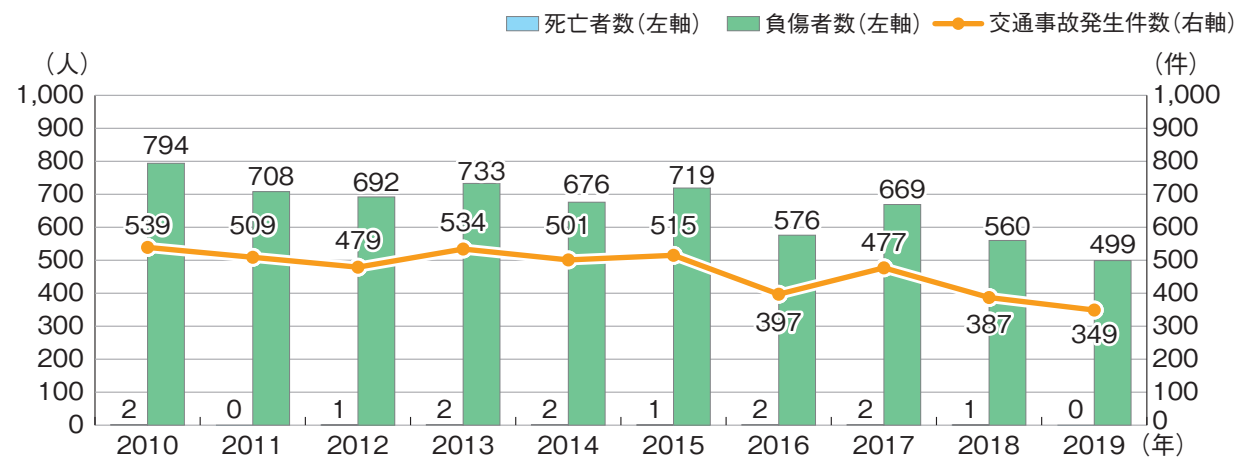
(1) 交通安全・防犯活動の推進

【現状・課題】

本市における交通事故発生件数は減少傾向にありますが、交通事故をなくすためには、交通安全意識を向上させ、自動車や自転車、歩行者の交通マナーを徹底する取り組みが不可欠です。また、いわゆる交通弱者に対応した道路・施設の整備を進めていく必要があります。

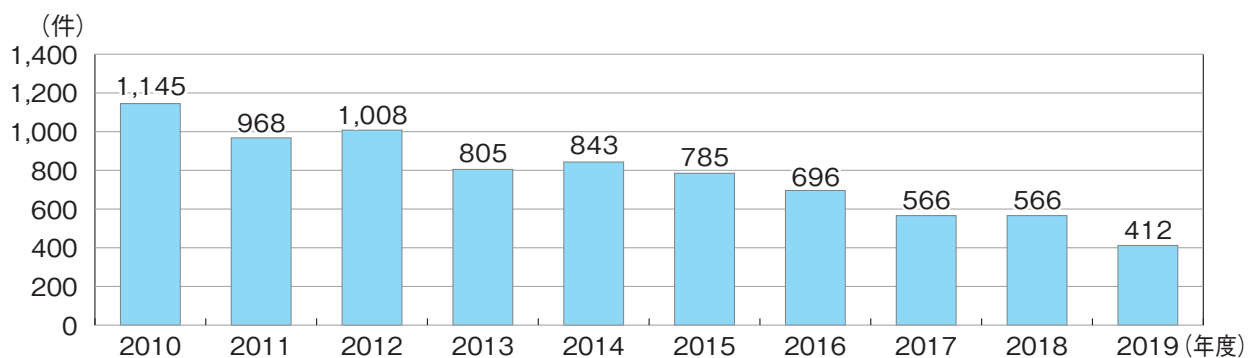
本市における刑法犯罪の件数は減少傾向にありますが、SNS を用いた犯罪や高齢者を対象とした特殊詐欺は手口が巧妙化しており、全国的に被害が多発しています。安全で安心なまちを目指すため、警察や各種団体と連携し、犯罪防止や防犯意識の向上を図る取り組みが必要です。

交通事故発生状況



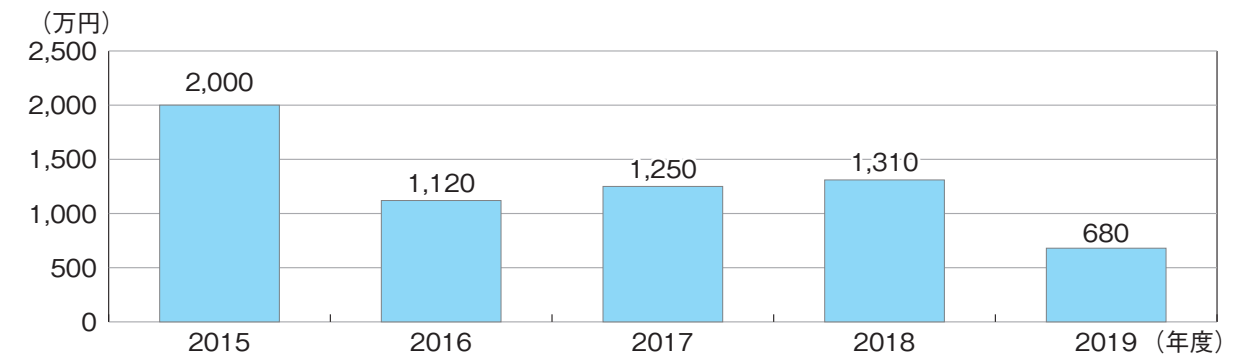
(資料)直方警察署 (平成22 (2010) 年～令和元 (2019) 年)

刑法犯罪件数の推移



(資料)直方警察署 (平成22 (2010) 年度～令和元 (2019) 年度)

特殊詐欺の被害額の推移 (直方署管内)



(資料)直方警察署 (平成27 (2015) 年度～令和元 (2019) 年度)

【主な事務事業】

①交通安全意識・防犯意識の啓発

警察や各種団体と連携し、家庭や教育機関における交通安全教育の実施など、市民の交通安全意識向上の啓発に努めます。また、自治会や直方地区交通安全協会、直方地区防犯協会などと連携し、青色防犯パトロールや防犯啓発キャンペーンなど、防犯意識の高揚を図る活動を推進するとともに、高齢者や障がい者に関する防犯活動に取り組みます。さらに、これらの取り組みについて、様々な情報媒体で紹介するなど、交通安全、防犯意識を啓発します。

②交通安全施設・防犯設備などの充実

カーブミラーなどの交通安全施設や防犯設備等について、地域の実情や要望を踏まえ、適切な整備に努めます。また、高齢者や障がい者、子どもなどのいわゆる交通弱者に対応した道路・施設の整備に努めます。

③暴力団追放活動

平成 20 (2008) 年 7 月に全国で初となる「直方市暴力団追放推進条例」を施行しました。今後、この条例に基づき、行政が実施する事務事業からの暴力団等の排除を徹底するとともに、市民・行政・警察等と一体となって暴力団排除の活動を続けます。

成果指標 (KPI) の名称	現状	目標
	令和元 (2019) 年度	令和 12 (2030) 年度
防犯啓発活動実施回数 (年間)	1 回	4 回
交通事故の発生件数 (年間)	349 件	280 件

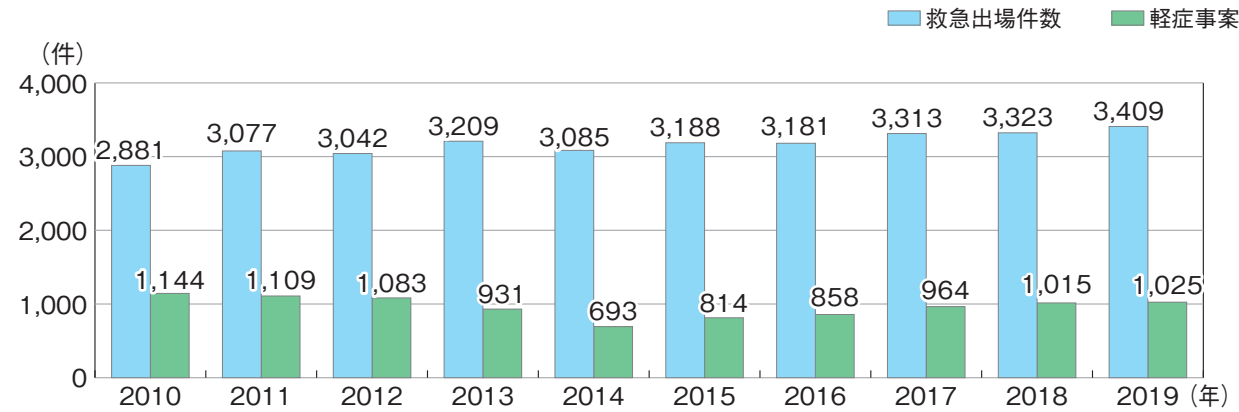
(2) 消防・救急体制の充実

【現状・課題】

高齢化の進行に伴い、救急車の出場件数は年々増加しています。また、出場件数の増加と市外病院への搬送が多いことが相まって、市外からの帰署中に新たな現場へのお出向要請がなされる等の理由により、救急車の現場到着までの所要時間は年々延伸傾向にあります。人材や資機材の整備、市内医療機関における専門性の高い分野での受け入れ体制の充実を図り、迅速な搬送ができる体制を構築する必要があります。また、症状や手当に関する相談窓口の明確化、十分な情報発信により、救急車での搬送が必ずしも必要でない状況での出向を抑えることも重要です。

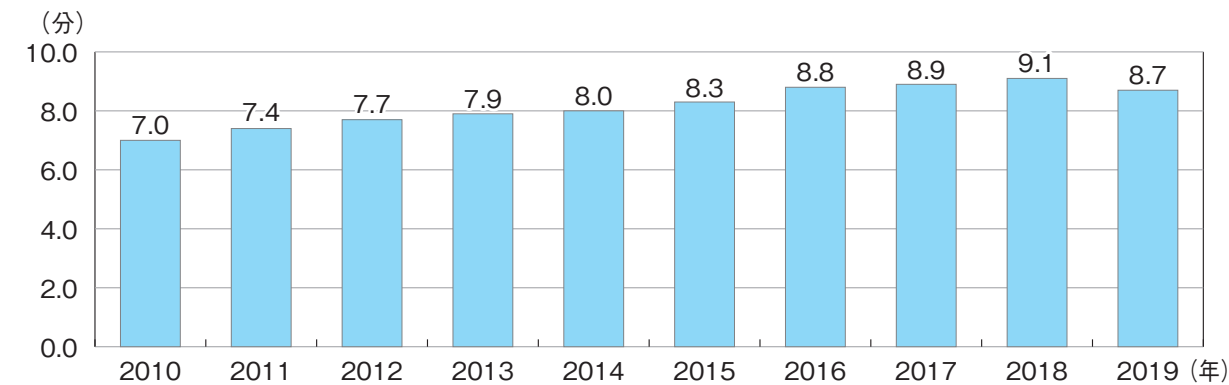
火災発生件数は、年々減少傾向にあり、令和元（2019）年は7件と過去10年間で最も少なくなっています。しかし、火災以外の救助活動の件数は増加しています。このような現状のもとで、今後も市民の生命・身体・財産を守るためには、広域での連携や資機材の整備が必要となってきます。また、消防職員の充足率が50%（令和2（2020）年4月現在）にとどまっていることから、消防団や自主防災組織との連携により、消防車が到着するまでの災害現場における初動活動の徹底を図ることが重要です。さらに、火災予防や火災発生時における被害抑制の観点から、防火安全対策の推進や住宅用火災警報器の普及促進も必要です。

救急車出場件数と軽症事案の推移



(資料)直方市消防本部（平成22（2010）年～令和元（2019）年）

救急事案の通報から現地到着までの所要時間推移



(資料)直方市消防本部（平成22（2010）年～令和元（2019）年）

【主な事務事業】

①救急・救助体制の充実

不要・不急な救急車の出向を抑制し、救急車を必要とする人が安心して利用できるよう、救急車の適正利用に関する啓発活動を行います。

バイスタンダーCPR¹⁵が、救命率の向上につながることから、新たに小中学生を対象とした救命講習に取り組み、より多くの市民に応急手当が普及するよう啓発に努めます。

②消防力の充実

消防車両・機材については、国の示す整備指針を基に整備率の向上に取り組むとともに、近隣の消防本部との連携を進め、共同運用などの検討を行います。

女性消防職員の採用・配置により、女性の活躍推進に努めます。

地域防災の要となっている消防団員の加入を促進し、災害対応の核となる人材の育成に努めるとともに、市民が消防車到着までの間に適切な初期対応が行えるよう、市民参加型の各種訓練を実施します。

③防火安全対策の推進

消防法に係る防火対象物や危険物施設に対して、火災予防と事故防止の観点から予防査察を実施し、消防用設備や施設の維持管理の徹底、違反是正の指導を強化します。また、関係機関等と協力し、一般住宅における住宅用火災警報器の普及促進に関する広報活動に積極的に取り組みます。

成果指標（KPI）の名称	現状	目標
	令和元（2019）年度	令和12（2030）年度
救命講習の受講者数（年間）	2,439人	3,000人
住宅用火災警報器設置率	74.3%	県平均値以上 （令和元（2019）年度：82.8%）



北九州市との合同救助訓練



消防出初式

15 その場に居合わせた人による心肺蘇生のこと。

(3) 自然災害対策の強化

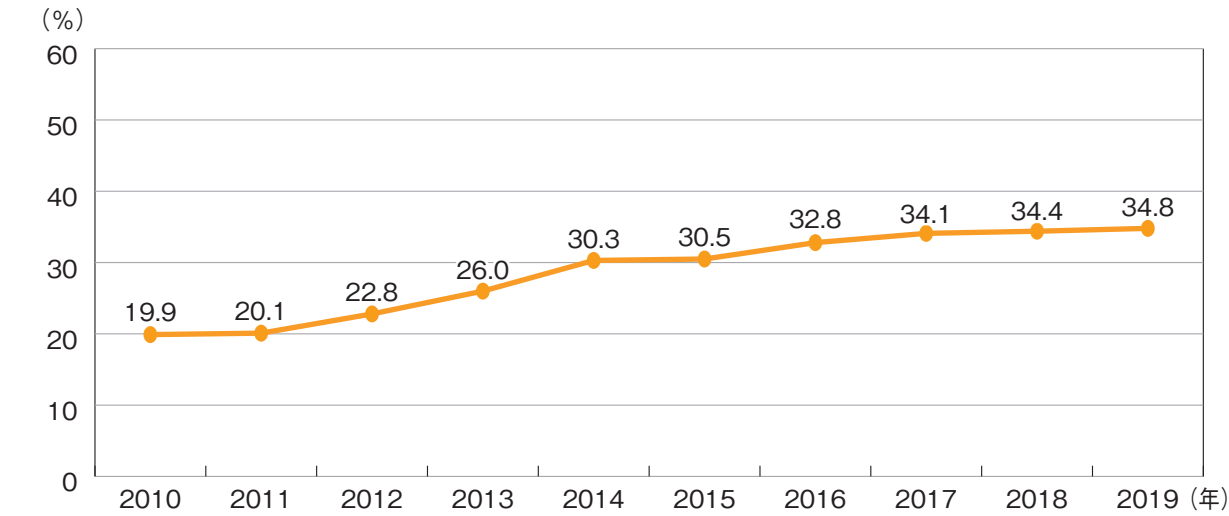
【現状・課題】

近年、100年に一度と言われるような、甚大な被害を及ぼす自然災害が多発しています。九州では平成29（2017）年7月の九州北部豪雨、令和2（2020）年7月の熊本豪雨などの豪雨災害が発生しました。また、平成28（2016）年4月には震度7を観測した熊本地震が発生しました。これらの災害は、市民の生活だけでなく、地域の産業基盤やインフラにも甚大な被害をもたらしました。

今後も地球温暖化などの影響で、自然災害の多発化・激甚化に加え、竜巻や局所的な豪雨など、予測が難しい災害の増加が予想されます。そのため、国や県との十分な連携を進め、災害時には全市民に対して迅速に情報が伝わるよう、多様な情報伝達手段の確保や、感染症対策など多面的機能を有した避難所の確保などが必要です。

災害発生時には行政が対応できない事態が起こるおそれがあります。そのような事態を想定し、自分の身は自分で守ることを第一に、家庭（自助）、地域（共助）、行政（公助）が一体となって安全で安心な地域を作っていくことが重要です。そのため、自主防災組織の設立を推進し、災害への備え、災害後の応急・復旧に迅速かつ効率的に対応できる地域づくりが急務となっています。

自主防災組織率の推移



注) 自主防災組織率＝世帯数見込/自治会加入世帯数
(資料)直方市（平成22（2010）年～令和元（2019）年）

【主な事務事業】

①防災情報の伝達手段の多様化、迅速化の推進

近年、これまでに経験したことのないような大規模災害が多発しており、きめ細やかな災害情報の収集・発信が求められるようになっていきます。そのため、国や県と十分な連携を図り、災害時に市民一人ひとりに迅速に情報が伝わるよう、情報伝達手段の多様化を進めます。防災無線や直方市情報メール「つながるのがた」、LINEなどのSNSツール、テレビやラジオなどを活用し、様々な世代に対応した情報伝達手段を確保します。また、本市や国、県の関連するホームページを紹介するなど、災害に関する情報を市民自ら収集する習慣づくりの啓発に努めます。

②災害時の避難所の整備

全国的に多発している豪雨災害を踏まえ、河川の大規模な氾濫等を想定し、指定避難所や福祉避難所となる民間施設との協定や車中泊避難所の設置により避難所収容可能人数の確保に努めます。また、感染症予防への対応を踏まえ、密な状態をできる限り回避できるように、様々な受け入れ体制を構築します。

③地域の防災体制の強化

地域での防災体制強化のため、自主防災組織の設立・活動を支援し、地域での啓発、情報連絡体制の強化、防災学習や防災訓練等の実施を進めます。また、高齢者や障がい者などのうち、自力で避難することができないなど支援を必要とする災害避難行動要支援者について、名簿や個別支援計画の作成、ICTや地理情報システム（GIS¹⁶）を活用するなど、避難支援対策を進めます。

災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とした、本市の地域防災計画については、頻発化・激甚化する災害に対応していくため、毎年見直しを行います。また、広範囲での被害が想定される豪雨災害や地震災害等における広域連携の取り組みを推進します。

成果指標（KPI）の名称	現状	目標
	令和元（2019）年度	令和12（2030）年度
避難支援個別計画の策定率	10.2%	100%
自主防災組織数（小学校区）	5校区	11校区



自主防災会による戸別訪問



自主防災会による災害図上訓練

16 地理的位置を手掛かりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。

第4節 生活の安定・自立に向けてみんなで支えあうまち



【現状・課題】

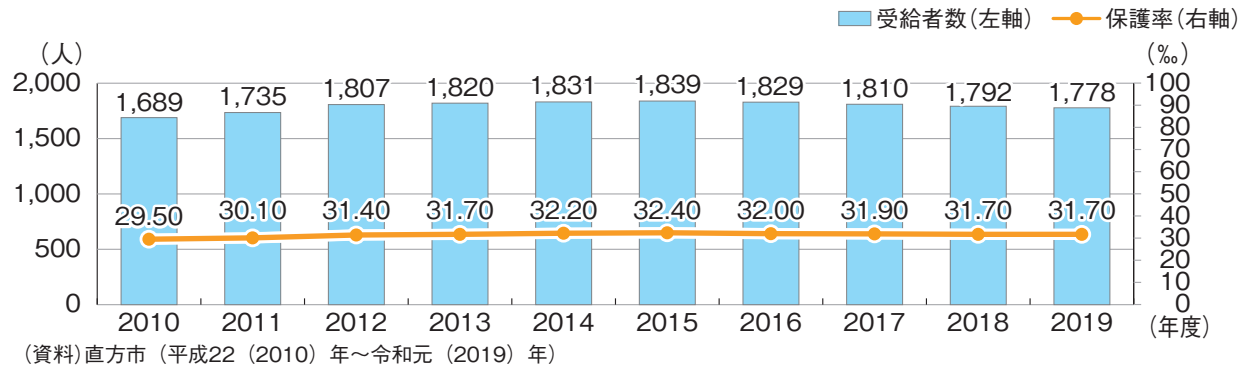
加齢や傷病等による就労困難やひとり親世帯における子どもの世話のための就労上の制約など、生活困窮者の置かれた状況や自立を阻害する要因は多様化しています。本市では、生活保護受給者数や保護率が平成27（2015）年度をピークに減少に転じていますが、依然として高い水準を維持しています。生活が困窮する状況等を丁寧に分析し、様々な社会的資源を活用しながら、それぞれに適した支援を行うことが重要です。

ひとり親世帯の貧困率¹⁷が高い中、本市では、母子世帯・父子世帯の割合が県の平均よりも高い傾向にあります。そのため、所得水準がより高い業種や職種への就労につながる支援が求められています。

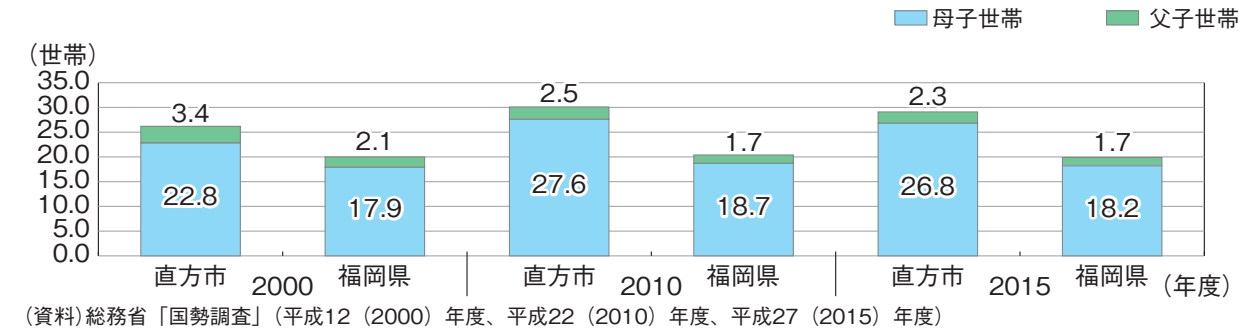
貧困は子どもの生活や将来に大きな影響を与え、貧困の連鎖が起こりやすくなるため、子どもの貧困を早期に発見し、関係団体と連携して支援することが重要です。

所得が低い方や高齢者等への居住の安定確保の観点から、市営住宅の供給・維持管理を行っています。セーフティネットとして、今後も住宅の供給・運営を安定して行っていくことが必要です。

生活保護受給者数・保護率（％）の推移



母子・父子世帯の推移（対1,000世帯）



児童のいる世帯を100とした場合の平均収入の比較（平成27（2015）年）

母子世帯	父子世帯
49.2	81.0

（資料）厚生労働省「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要」

【主な事務事業】

①生活困窮者の自立に向けた適正な支援の推進

支援の対象となる人それぞれの、困窮に至る背景や要因などを十分に把握したうえで、公的な支援制度の活用や公民連携による取り組みにより、最も適した支援策を実施し、経済的自立や社会生活、日常生活の自立を進めます。

②ひとり親世帯などの支援

民生委員や児童委員等の関係機関と連携し、地域の状況把握や相談体制の充実を図ります。また、児童扶養手当などの各種経済的支援制度の周知及び就労支援等の充実を図ります。さらに、所得水準がより高い業種や職種への就労につながる職業訓練の支援を行います。

③子どもの貧困の早期発見、解消に向けた支援の推進

学校や地域、民間団体等と連携しながら、子どもの貧困を早期に発見し、支援体制を確立するとともに、貧困を連鎖させないため、収入の安定した職種等に就労できるよう、特に中学生、高校生の進学支援を拡充します。

④市営住宅の安定的な供給・運営

市営住宅には、所得が低い方等のセーフティネットとしての役割が求められていることから、長寿命化等の改修を計画的に行いながら、安定した供給・運営を継続します。

成果指標（KPI）の名称	現状	目標
	令和元（2019）年度	令和12（2030）年度
生活保護受給中の就労支援プログラム選定者の就職率	42.8%	70.0%
生活保護受給中の高校生の就職進学率	64.0%	80.0%

17 国民の年間所得の中央値の50%に満たない所得水準である相対的貧困率のこと。

第5節 魅力ある地域づくりのため、みんなで連携するまち

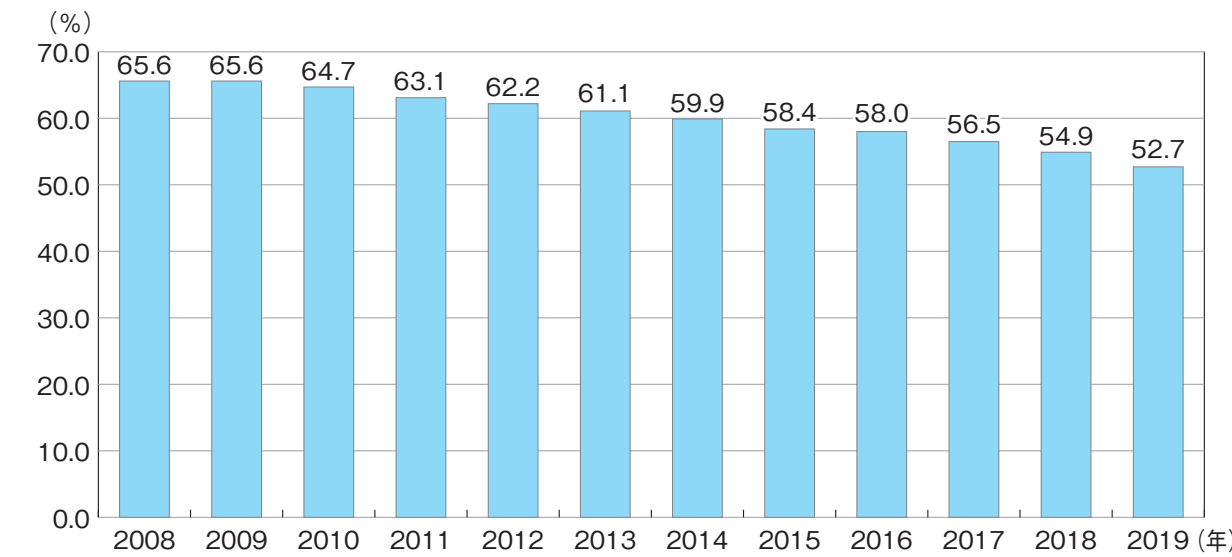


(1) 地域づくりの推進

【現状・課題】

地域での住民同士の共助の際に重要な役割を担う自治会は、担い手の高齢化や加入世帯の減少により、活動が縮小傾向にあります。防犯灯やゴミステーションの利用など、自治会の会費を負担している世帯と非加入世帯間での不公平感が増していることも課題となっています。自治会は今後も地域づくりにおいて重要な役割を果たすことから、加入世帯を増やしていくための新たな仕組みの検討も求められています。また、自治会だけでは解決が難しい地域課題も多くなっており、課題の解決に取り組む人材やボランティア団体の発掘や育成を行うとともに、事業者や学校など様々な団体との連携が必要です。

自治会組織加入率



(資料) 直方市 (平成20 (2008) 年～令和元 (2019) 年)

【主な事務事業】

①地域コミュニティの維持・活性化

地域コミュニティの基本組織である自治会は、今後も地域づくりにおいて重要な役割を担うことから、加入率の上昇に向けて、自治会と行政との役割分担を再検討し、会費負担の不公平感を是正しながら、自治会加入率の上昇に努めます。

②地域づくりを担う人材等の支援・連携

コミュニティ活動に参加してもらう機会を増やすため、市内の NPO 法人や各種団体の取り組みについて SNS 等を通じた情報収集・発信に努めます。また、まちづくりに関するセミナーやワークショップを積極的に開催し、社会課題の解決に向けて様々な場面で活躍できる人材の発掘・育成に努めます。さらに、地域づくりを担うボランティア団体や事業者など、様々な団体との連携や団体間の連携支援に取り組めます。

③地域づくりを担う新たな枠組みの構築

本市においては、自治会をはじめ様々な地域活動を行う組織があります。そのような組織の代表者が集まり、地域づくりの課題や解決方法などを共有するための協議会を設立し、地域における連絡や連携体制の強化を図ります。

成果指標 (KPI) の名称	現状	目標
	令和元 (2019) 年度	令和 12 (2030) 年度
自治会加入率	52.7%	65.0%
新たな枠組みの構築数 (地域運営協議会数)	—	4 団体



地域での伝統文化 (三申踊り) 保存活動



地域での老人クラブ活動

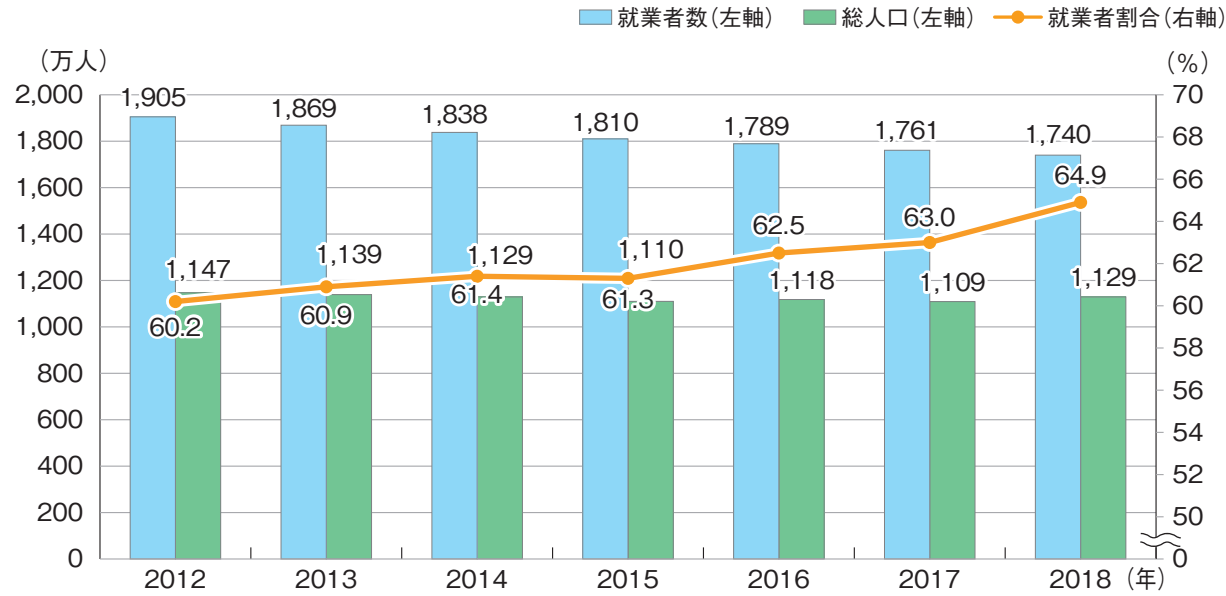
(2) 情報発信力の強化・関係人口等の受入環境整備

【現状・課題】

地方から都市部への人口流出が続く一方、都市部に暮らす若者の間では、様々なライフスタイルが志向される中で、仕事を選ぶというだけでなく、仕事を含めた暮らしを選ぶという観点から地方移住への関心が高まっています。本市では、豊かな自然を享受しながら働き、暮らすことが可能ですが、都市部に対し、そのような魅力を十分に発信できていない点が課題です。近年の就業形態の多様化を踏まえて副業・兼業という形で都市部の人材の知識を地域で活用するという視点も必要です。

本市に住んでいなくても、本市に興味や関心を持ち、副業・兼業での関わり、SNSでの情報発信やインターネット等での本市製品の購入、本市でのイベントの開催など、様々な形で本市と関わる関係人口や本市への移住者を受け入れる体制を整えることが重要です。

地方圏の若者（15～34歳）の就業者数



注) 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県以外の各道府県の値を合計した値
(資料) 内閣府 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向けたKPI検討会(第1回)(令和元(2019)年8月)資料を直方市にて加工

【主な事務事業】

① シティプロモーション¹⁸の強化

市内の観光名所や美しい自然環境の情報に加え、産業や行政の取り組み等のビジネス関連情報についても対外的に配信するなど、SNSをはじめとする多様な媒体を活用して本市の魅力を積極的に発信します。

② 移住・定住、関係人口の創出

本市に住んでいない人が、本市に興味関心を抱くきっかけや魅力づくりに努め、市内に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組みます。また、本市への移住希望者への支援に取り組みます。

③ 副業・兼業人材と市内事業者とのマッチング支援

様々な知識を有する都市部の副業・兼業人材を市内に呼び込み、市内事業者とのマッチング等を推進します。

成果指標 (KPI) の名称	現状	目標
	令和元(2019)年度	令和12(2030)年度
市公式SNS登録者数 (YouTube、インスタグラム等)	1,929 人	20,000 人
市が仲介した、副業・兼業人材と市内事業者とのマッチング件数 (計画期間中通算)	—	30 件



ちよっくらじお「直方市役所ラジオ課」 DJ ジャッキー岩尾氏

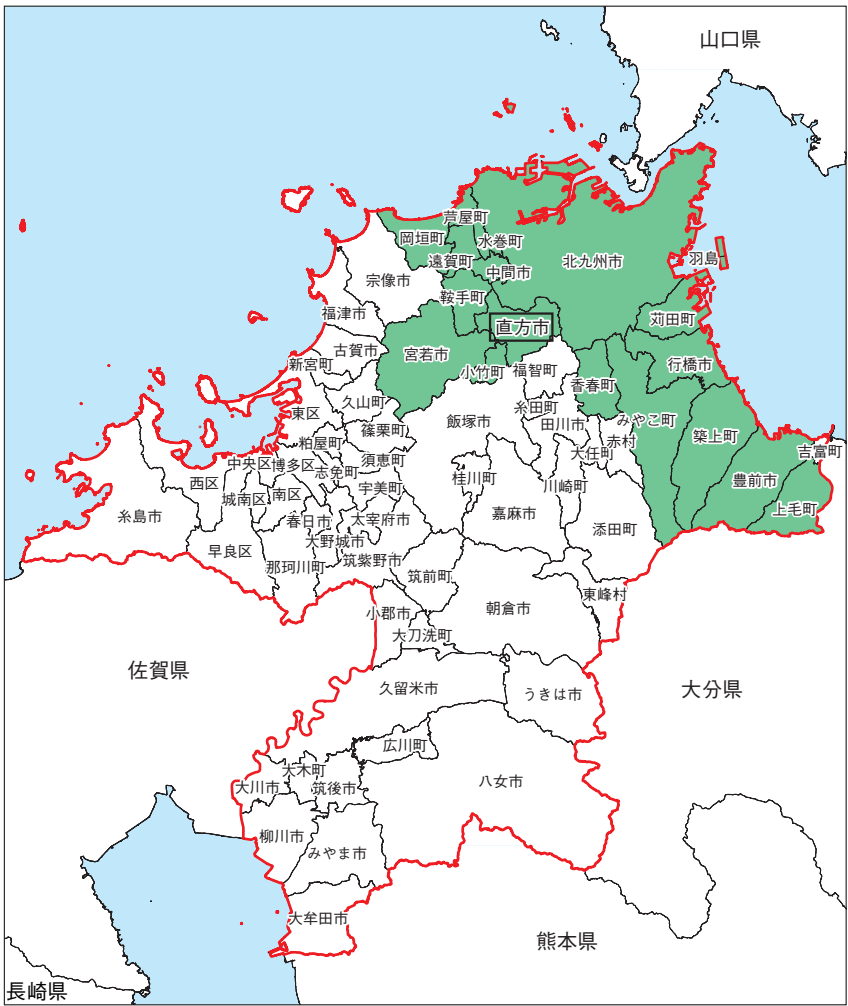
18 地方自治体が行う宣伝・広報・営業活動のことで、地域のイメージ向上やブランドの確立による、地域の活性化などを目的とした取り組みのこと。

(3) 都市間連携・公民学連携¹⁹の推進

【現状・課題】

都市機能を維持するためには、一定の人口規模や密度が必要です。しかし、人口減少に伴い医療・福祉・商業・娯楽などの生活サービスの維持は難しくなっていきます。そのため、近隣自治体や事業者、民間団体等との連携により、行政サービスや商圏等の範囲を拡大させ、生活サービスの量や質を確保していくことが必要です。また、既存サービスの組み合わせによる新事業創出など、新たな視点によるアイデア、ノウハウを積極的に取り入れたまちづくりを行っていくことが重要です。

北九州連携中枢都市圏²⁰ 圏域位置図



(資料)直方市
構成市町(6市11町)：北九州市、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、
鞍手町、香春町、荻田町、みやこ町、上毛町、築上町

【主な事務事業】

①都市間連携の推進

県や北九州市、直轄地域の各市町をはじめとする近隣自治体と都市機能や産業振興、観光振興など様々な分野で連携を図ることで、各市町が有する見地や情報を共有し、多様な行政課題の解消に取り組むとともに、本市単独では困難な施策に取り組みます。また、近隣自治体との間で公共施設や専門人材の共同活用を図るなど、広域連携のあり方についても検討を進めます。

②公民学連携の推進

先端技術の導入、医学住宅²¹などの新産業・新分野の創出、市民サービスの向上や地域の活性化、行政運営の効率化について、大学や研究機関、事業者等と連携して取り組みます。

成果指標（KPI）の名称	現状	目標
	令和元（2019）年度	令和12（2030）年度
公民学連携により事業実施に至った連携協定件数 (計画期間中通算)	—	20 件



民間企業との包括連携協定締結式



県・筑豊各市町村との合同イベント「筑豊フェア」

19 「公（国、自治体及び公的機関）」、「民（事業者、自治会・住民、NPO 等）」、「学（教育機関等）」による社会課題解決を目的とする連携であり、平成 18（2006）年の柏の葉アーバンデザインセンター設立に際して故・北沢猛氏（東京大学教授）が提唱したもの。事業者・教育機関・官公庁による「産学官連携」より多様な主体が連携する趣旨を示す。

20 地域の中心都市である北九州市と近隣の本市を含む 16 市町が、「経済成長のけん引」「高次都市機能の集積・強化」「生活関連機能サービスの向上」の 3 つの柱をもとに連携し、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的として、連携協約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2 第1 項）を締結することにより形成する圏域のこと。

21 健康寿命延伸に向けて、住宅内でのオンライン診療や AI を活用した医学サービスの提供、健康に配慮した設備や設計等の導入に向けた研究開発が進められている住宅のこと。

第6節 すべての人の人権が尊重され、共存・共生できるまち

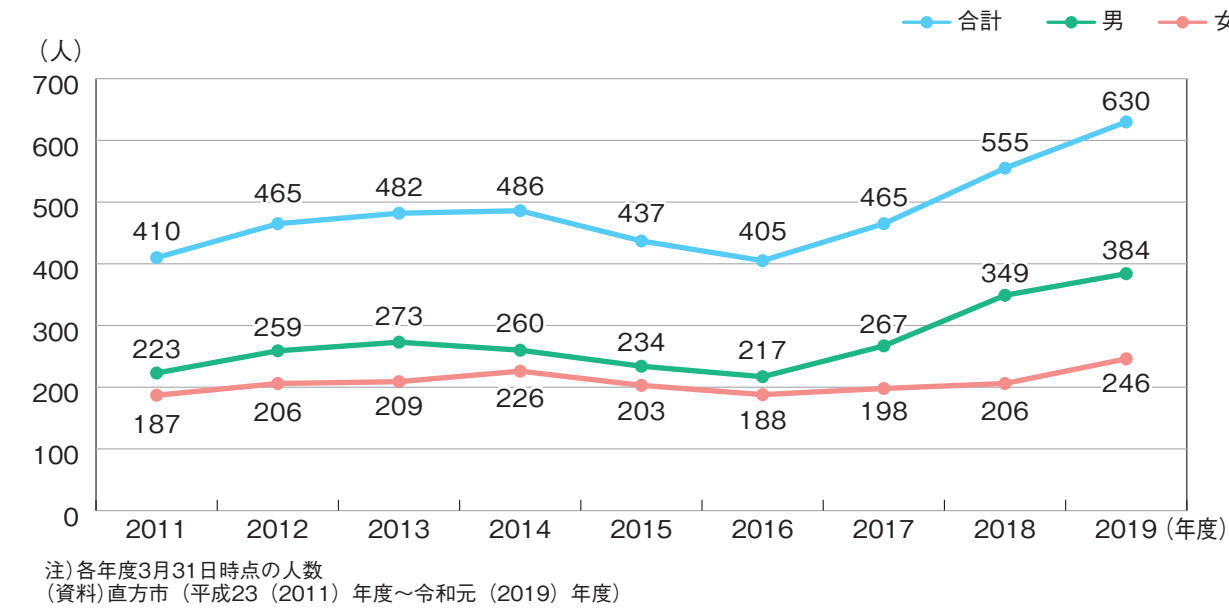


【現状・課題】

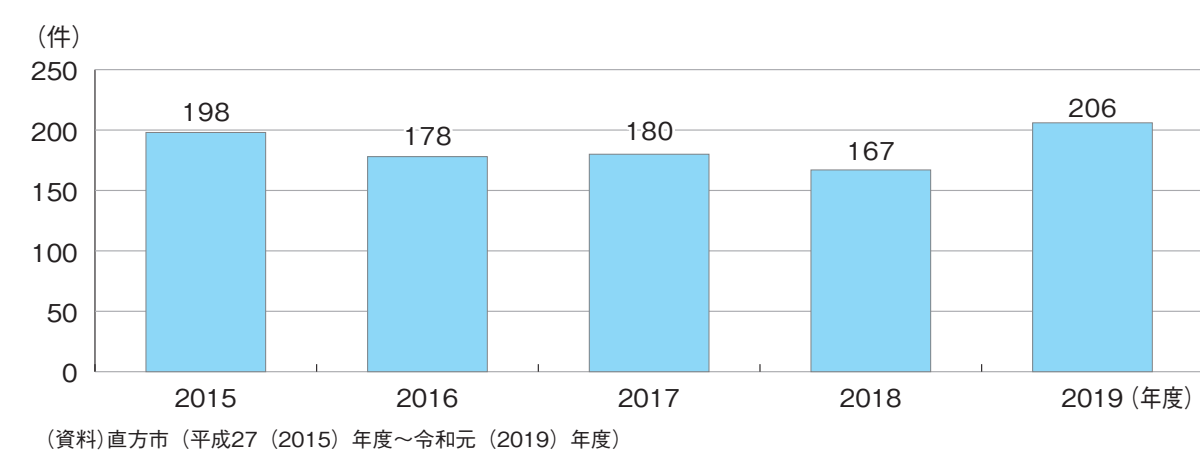
人権とは、社会において幸福な生活を営むために必要な人間として当然に持っている固有の権利です。しかしながら、人権の根本に関わる日本固有の人権問題である同和問題をはじめ、いじめや虐待、各種ハラスメント、インターネットでの誹謗中傷^{ひぼう}など、社会の様々な場面で人権問題が発生しています。

人々が共存・共生し、多様な人材が活躍するために、部落差別をはじめ、障がい、性別、年齢、国籍等に関わるあらゆる差別を解消することが必要です。

本市の外国人人口の推移



企業同和問題研修会参加者数



【主な事務事業】

① 部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消

差別の解消を目的とした法令の理念に基づき、部落差別をはじめ、障がい、性別、年齢、国籍等に関わるあらゆる差別の解消を推進します。本市では、市民一人ひとりの人権を尊重し、差別のないまちづくりを実現することを目的とした、「直方市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を制定しています。この条例に基づき、国や県等との適切な役割分担を踏まえて、市民からの相談に的確に応じるための相談体制などを構築します。

② 人権教育・人権啓発の推進

市民一人ひとりの人権が尊重される地域社会を実現するため、関係機関等と連携を図りながら、人権教育、啓発事業を推進します。また、各種ハラスメント防止対策の推進、性的マイノリティ²²の人権を尊重した制度を検討します。

③ ノーマライゼーション²³の推進

障がい者理解を促進するため、啓発活動を推進し、人権尊重の意識向上を図ります。また、障がい者や高齢者などの権利擁護、虐待防止のための日常生活支援など、ノーマライゼーションの理念に沿った取り組みを進めます。

④ 外国人との共生

社会や経済がグローバル化する中、本市においても外国人技能実習生の受け入れ等で外国人居住者が増加しており、異なる言語、文化、習慣を持った多様な国籍を有する人々が地域で生活しています。人種、国籍等で差別することなく、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会²⁴」の実現を目指し、地域における外国人との交流等を通して相互理解を推進します。また、日常生活でのごみ出し等のルールや災害時の緊急情報の伝達、子どもの教育など、様々な場面で「ことばの壁」により生活に支障をきたしている人への支援にも取り組みます。

成果指標 (KPI) の名称	現状	目標
	令和元 (2019) 年度	令和 12 (2030) 年度
企業同和問題研修会に参加した事業者数 (年間)	63 社	120 社
日本語教室生徒数 (年間)	—	60 人

22 性的少数者を総称することば。セクシュアル・マイノリティともいう。

23 障がいのある人も障がいのない人も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指すという理念のこと。

24 国籍や民族の異なる人々が、互いの違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら生きていける社会のこと。

第7節 男女共同参画社会を実現するまち

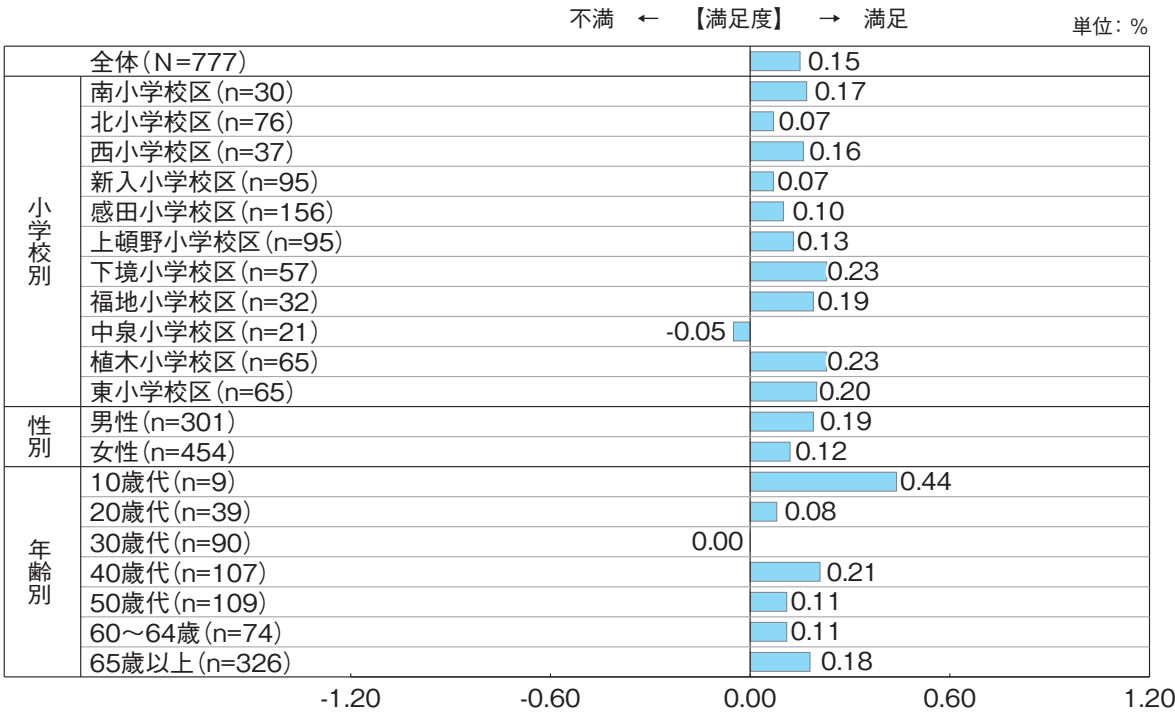


【現状・課題】

本市の審議会などへの女性登用率は長期的にみて上昇傾向にあり、令和元（2019）年度に実施した「直方市のまちづくりのための市民意識調査」では、男女共同参画に関する施策への満足度は比較的高くなっています。若年層を中心に男女共同参画に対する意識は変わりつつありますが、長きにわたり築いてきた習慣や価値観から、社会のあらゆる場面において、女性はその個性や能力を発揮できる環境が十分に整っているとは言い難い状況が続いています。

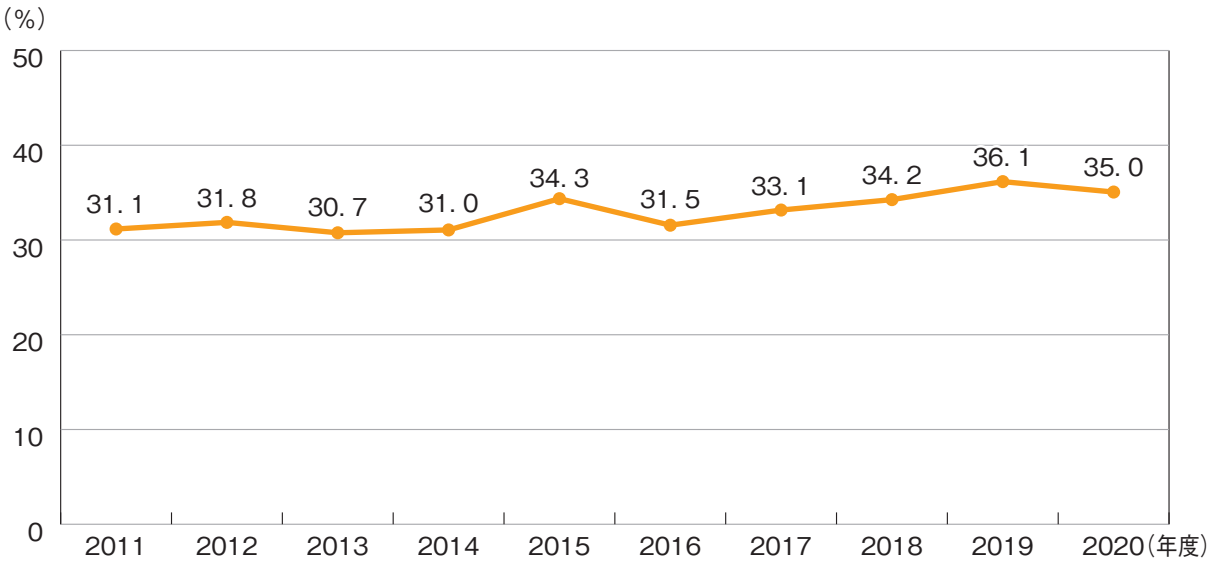
これまでの価値観からの意識改革を行い、職場、学校、家庭、地域など社会のあらゆる場面で性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮できる環境の形成や仕事と生活が調和したライフスタイルの実現を支援する必要があります。また、ジェンダー平等について理解を深めるためには、子どもの頃からの発達段階に応じた意識づくりが必要です。

男女共同参画に関する満足度



注) グラフの中央線は全体の平均値(0.06)としている。
(資料)直方市のまちづくりのための市民意識調査 (令和元 (2019) 年度)

審議会などへの女性登用率の推移



注) 各年度4月1日現在
(資料)直方市教育委員会 (平成23 (2011) 年度～令和2 (2020) 年度)

【主な事務事業】

①男女共同参画への意識啓発

様々な情報媒体や機会を活用した情報提供の充実や幅広い年代を対象とした学習機会の拡充を図り、市民や事業者の意識啓発をさらに推進します。また、学校教育課程において、積極的にジェンダー平等について学ぶ機会を取り入れます。

②誰もが自立し共同参画する環境づくり

性別や年齢などにとらわれず、誰もが社会のあらゆる活動に参画でき、自分の個性や能力を発揮できる環境づくりに向けて、市民や事業者の意識啓発に努めます。また、仕事と生活の調和の取れたライフスタイルへの転換を支援し、政策決定過程への女性の参画促進や、事業者等における女性役員・管理職の登用促進、女性の創業支援に取り組みます。

成果指標 (KPI) の名称	現状	目標
	令和元 (2019) 年度	令和 12 (2030) 年度
学校・企業・団体等の意識向上を目的とした男女共同参画講座等の実施回数 (計画期間中通算)	—	50 回
審議会などへの女性登用率	35.0%	40.0%